令和３年度 河南町特別職報酬等審議会資料

目　次

資料１　　特別職等報酬の改定経過
資料２　　府内町村長等特別職の給料比較
資料３　　府内町村特別職等の報酬状況
資料４-１　特別職の支給総額（本則ベース）
資料４-２　特別職の支給総額（実支給額ベース）
資料５　　平成２６年度特別職報酬等審議会答申（特別職の給料額等）
資料６　　平成３０年度特別職報酬等審議会答申（特別職の給料額等）
資料７　　河南町特別職報酬等審議会条例

資料1

特別職等報酬の改定経過

単位:円

区　　分	町　　長		副町長(助役)		教　育　長	
		前回比較		前回比較		前回比較
昭和62年　4月　1日	560,000	9.8%	500,000	8.7%	470,000	9.3%
平成　元年　7月　1日	630,000	12.5%	560,000	12.0%	530,000	12.8%
平成　3年　4月　1日	750,000	19.0%	630,000	12.5%	600,000	13.2%
平成　5年　4月　1日	840,000	12.0%	700,000	11.1%	670,000	11.7%
平成13年　4月　1日	据　え　置　き					
平成15年12月　1日	798,000(附則)	△5.0%	679,000(附則)	△3.0%	649,900(附則)	△3.0%
平成19年1月　1日	756,000(附則)	△5.3%	679,000(附則)	0.0%	649,900(附則)	0.0%
平成20年10月1日	756,000(附則)	0.0%	679,000(附則)	0.0%	649,900(附則)	0.0%
平成22年4月1日	756,000(附則)	0.0%	679,000(附則)	0.0%	649,900(附則)	0.0%
平成26年4月1日	730,800(附則)	△3.4%	658,000(附則)	△3.2%	629,800(附則)	△3.2%
平成30年4月1日	756,000(附則)	3.4%	679,000(附則)	3.2%	649,900(附則)	3.2%

※平成15年12月1日改定分については、報酬審議会に諮っていません。
※新型コロナ感染症感染拡大による住民生活への影響を踏まえた減額　令和2年6月から8月までの3か月間　町長のみ報酬588,000円

府内町村長等特別職の給料比較

資料 2

（令和3年4月1日現在）

	町　長	順位	副町長	順位	教育長	順位	地域手当
島本町 31，916人	800,000	⑤	705,000	②	655,000	③	有（6%）
	800,000	①	705,000	①	655,000	①	
	条例本則どおり						
豊能町 19，093人	820,000	②	720,000	①	650,000	④	有（6%）
	492,000	⑩	612,000	⑦	552,500	⑧	
	▲40%		▲15%		▲15%		
能勢町 9，709人	740,000	⑨	650,000	⑥	600,000	⑥	なし
	740,000	④	650,000	④	600,000	④	
	条例本則どおり						
忠岡町 16，932人	810,000	④	670,000	⑤	620,000	⑤	有（6%）
	648,000	⑧	603,000	⑧	558,000	⑦	
	▲20%		▲10%		▲10%		
熊取町 43，407人	760,000	⑦	646,000	⑧	598,000	⑧	有（6%）
	608,000	⑨	581,400	⑨	568,100	⑤	
	▲20%		▲10%		▲5%		
田尻町 8，642人	652,000	⑩	617,000	⑩	563,000	⑨	なし
	652,000	⑦	617,000	⑥	563,000	⑥	
	条例本則どおり						
岬 町 15，421人	770,000	⑥	640,000	⑨	600,000	⑥	なし
	654,000	⑥	544,000	⑩	510,000	⑩	
	▲15%		▲15%		▲15%		
太子町 13，266人	820,000	②	700,000	③	660,000	②	なし
	656,000	⑤	665,000	③	627,000	③	
	▲20%		▲5%		▲5%		
千早赤阪村 5，079人	750,000	⑧	650,000	⑥	540,000	⑩	有（6%）
	750,000	③	650,000	④	540,000	⑨	
	条例本則どおり						
河南町 15，346人	840,000	①	700,000	③	670,000	①	なし
	756,000	②	679,000	②	649,900	②	
	▲10%		▲3%		▲3%		
町村平均	776,200		669,800		615,600		
	675,600		630,640		582,350		

（人口は令和3年1月現在　住民基本台帳数値）

府内町村特別職等の報酬状況

資料 3

町 長　条例本則ベース

（令和3年4月1日現在、単位:円）

町村名	給料	地域手当		支給合計	順位
島本町	800,000	48,000	6%	848,000	③
豊能町	820,000	49,200	6%	869,200	①
能勢町	740,000	なし		740,000	⑨
忠岡町	810,000	48,600	6%	858,600	②
熊取町	760,000	45,600	6%	805,600	⑥
田尻町	652,000	なし		652,000	⑩
岬町	770,000	なし		770,000	⑧
太子町	820,000	なし		820,000	⑤
千早赤阪村	750,000	45,000	6%	795,000	⑦
河南町	840,000	なし		840,000	④

町 長　削減ベース

（令和3年4月1日現在、単位:円）

町村名	給料	地域手当		支給合計	順位
島本町	800,000	48,000	6%	848,000	①
豊能町	492,000	29,520	6%	521,520	⑩
能勢町	740,000	なし		740,000	④
忠岡町	648,000	38,880	6%	686,880	⑤
熊取町	608,000	36,480	6%	644,480	⑨
田尻町	652,000	なし		652,000	⑧
岬町	654,000	なし		654,000	⑦
太子町	656,000	なし		656,000	⑥
千早赤阪村	750,000	45,000	6%	795,000	②
河南町	756,000	なし		756,000	③

副町長　条例本則ベース

（令和3年4月1日現在、単位:円）

町村名	給料	地域手当		支給合計	順位
島本町	705,000	42,300	6%	747,300	②
豊能町	720,000	43,200	6%	763,200	①
能勢町	650,000	なし		650,000	⑧
忠岡町	670,000	40,200	6%	710,200	③
熊取町	646,000	38,760	6%	684,760	⑦
田尻町	617,000	なし		617,000	⑩
岬町	640,000	なし		640,000	⑨
太子町	700,000	なし		700,000	④
千早赤阪村	650,000	39,000	6%	689,000	⑥
河南町	700,000	なし		700,000	④

副町長　削減ベース

（令和3年4月1日現在、単位:円）

町村名	給料	地域手当		支給合計	順位
島本町	705,000	42,300	6%	747,300	①
豊能町	612,000	36,720	6%	648,720	⑥
能勢町	650,000	なし		650,000	⑤
忠岡町	603,000	36,180	6%	639,180	⑦
熊取町	581,400	34,884	6%	616,284	⑨
田尻町	617,000	なし		617,000	⑧
岬町	544,000	なし		544,000	⑩
太子町	665,000	なし		665,000	④
千早赤阪村	650,000	39,000	6%	689,000	②
河南町	679,000	なし		679,000	③

教育長　条例本則ベース

（令和3年4月1日現在、単位:円）

町村名	給料	地域手当		支給合計	順位
島本町	655,000	39,300	6%	694,300	①
豊能町	650,000	39,000	6%	689,000	②
能勢町	600,000	なし		600,000	⑦
忠岡町	620,000	37,200	6%	657,200	⑤
熊取町	598,000	35,880	6%	633,880	⑥
田尻町	563,000	なし		563,000	⑩
岬町	600,000	なし		600,000	⑦
太子町	660,000	なし		660,000	④
千早赤阪村	540,000	32,400	6%	572,400	⑨
河南町	670,000	なし		670,000	③

教育長　削減ベース

（令和3年4月1日現在、単位:円）

町村名	給料	地域手当		支給合計	順位
島本町	655,000	39,300	6%	694,300	①
豊能町	552,500	33,150	6%	585,650	⑦
能勢町	600,000	なし		600,000	⑤
忠岡町	558,000	33,480	6%	591,480	⑥
熊取町	568,100	34,086	6%	602,186	④
田尻町	563,000	なし		563,000	⑨
岬町	510,000	なし		510,000	⑩
太子町	627,000	なし		627,000	③
千早赤阪村	540,000	32,400	6%	572,400	⑧
河南町	649,900	なし		649,900	②

町村長の支給総額（任期４年）　【本則ベース】

資料 4－1

令和3年4月1日現在

	給料月額	地域手当		月額合計	年間支給額	期末手当				年間総支給額	任期中支給額	退職手当					任期中総支給額	年収ベース	順位
		支給率%	支給額			支給月数	役職加算率%	基礎額	支給額			期間 算定方式	期間 在職期間	支給率	加算額（1月につき）	支給額			
島本町（31,916）	800,000	6	48,000	848,000	10,176,000	4.15	15	975,200	4,047,080	14,223,080	56,892,320	在職年方式	任期毎	500/100		16,000,000	72,892,320	18,223,080	④
豊能町（19,093）	820,000	6	49,200	869,200	10,430,400	4.45	15	999,580	4,448,131	14,878,531	59,514,124	在職年+月方式	任期毎	125/100	35/100	17,876,000	77,390,124	19,347,531	②
能勢町（9,709）	740,000			740,000	8,880,000	4.45	15	851,000	3,786,950	12,666,950	50,667,800	在職年+月方式	任期毎	一般職と同じ（100/100）	35/100	15,392,000	66,059,800	16,514,950	⑦
忠岡町（16,932）	810,000	6	48,600	858,600	10,303,200	4.35	15	987,390	4,295,147	14,598,347	58,393,386	在職月方式	任期毎	50/100		19,440,000	77,833,386	19,458,347	①
熊取町（43,407）	760,000	6	45,600	805,600	9,667,200	4.25	15	926,440	3,937,370	13,604,570	54,418,280	在職月方式	任期毎	30/100		10,944,000	65,362,280	16,340,570	⑧
田尻町（8,642）	652,000			652,000	7,824,000	4.45	15	749,800	3,336,610	11,160,610	44,642,440	在職月方式	任期毎	30/100		9,388,800	54,031,240	13,507,810	⑩
岬町（15,421）	770,000			770,000	9,240,000	4.40	10	847,000	3,726,800	12,966,800	51,867,200	在職月方式	任期毎	23/100		8,500,800	60,368,000	15,092,000	⑨
太子町（13,266）	820,000			820,000	9,840,000	4.45	15	943,000	4,196,350	14,036,350	56,145,400	在職月方式	任期毎	45/100		17,712,000	73,857,400	18,464,350	③
千早赤阪村（5,079）	750,000	6	45,000	795,000	9,540,000	4.45	15	914,250	4,068,413	13,608,413	54,433,650	在職月方式	任期毎	40/100		14,400,000	68,833,650	17,208,413	⑥
河南町（15,346）	840,000			840,000	10,080,000	4.40	15	966,000	4,250,400	14,330,400	57,321,600	在職年方式	任期毎	100/100	320/100	14,112,000	71,433,600	17,858,400	⑤

副町村長の支給総額（任期４年）　【本則ベース】

資料 4－1

令和3年4月1日現在

	給料月額	地域手当		月額合計	年間支給額	期末手当				年間総支給額	任期中支給額	退職手当					任期中総支給額	年収ベース	順位
		支給率%	支給額			支給月数	役職加算率%	基礎額	支給額			期間 算定方式	期間 在職期間	支給率	加算額（1月につき）	支給額			
島本町（31,916）	705,000	6	42,300	747,300	8,967,600	4.15	15	859,395	3,566,489	12,534,089	50,136,357	在職年方式	任期毎	360/100		10,152,000	60,288,357	15,072,089	②
豊能町（19,093）	720,000	6	43,200	763,200	9,158,400	4.45	15	877,680	3,905,676	13,064,076	52,256,304	在職年+月方式	任期毎	125/100	13/100	8,092,800	60,349,104	15,087,276	①
能勢町（9,709）	650,000			650,000	7,800,000	4.45	15	747,500	3,326,375	11,126,375	44,505,500	在職年+月方式	任期毎	一般職と同じ（100/100）	13/100	6,656,000	51,161,500	12,790,375	⑧
忠岡町（16,932）	670,000	6	40,200	710,200	8,522,400	4.35	15	816,730	3,552,776	12,075,176	48,300,702	在職月方式	任期毎	30/100		9,648,000	57,948,702	14,487,176	③
熊取町（43,407）	646,000	6	38,760	684,760	8,217,120	4.25	15	787,474	3,346,765	11,563,885	46,255,538	在職月方式	任期毎	20/100		6,201,600	52,457,138	13,114,285	⑥
田尻町（8,642）	617,000			617,000	7,404,000	4.45	15	709,550	3,157,498	10,561,498	42,245,990	在職月方式	任期毎	20/100		5,923,200	48,169,190	12,042,298	⑩
岬町（15,421）	640,000			640,000	7,680,000	4.40	10	704,000	3,097,600	10,777,600	43,110,400	在職月方式	任期毎	20/100		6,144,000	49,254,400	12,313,600	⑨
太子町（13,266）	700,000			700,000	8,400,000	4.45	15	805,000	3,582,250	11,982,250	47,929,000	在職月方式	任期毎	25/100		8,400,000	56,329,000	14,082,250	④
千早赤阪村（5,079）	650,000	6	39,000	689,000	8,268,000	4.45	15	792,350	3,525,958	11,793,958	47,175,830	在職月方式	任期毎	25/100		7,800,000	54,975,830	13,743,958	⑦
河南町（15,346）	700,000			700,000	8,400,000	4.40	15	805,000	3,542,000	11,942,000	47,768,000	在職年方式	任期毎	100/100	170/100	7,560,000	55,328,000	13,832,000	⑤

教育長の支給総額（任期３年）　【本則ベース】

資料 4－1

令和3年4月1日現在

	給料月額	地域手当		月額合計	年間支給額	期末手当				年間総支給額	任期中支給額	退職手当					任期中総支給額	年収ベース	順位
		支給率%	支給額			支給月数	役職加算率%	基礎額	支給額			期間 算定方式	期間 在職期間	支給率	加算額（1月につき）	支給額			
島本町（31,916）	655,000	6	39,300	694,300	8,331,600	4.15	15	798,445	3,313,547	11,645,147	34,935,440	在職年方式	任期毎	320/100		6,288,000	41,223,440	13,741,147	①
豊能町（19,093）	650,000	6	39,000	689,000	8,268,000	4.45	15	792,350	3,525,958	11,793,958	35,381,873	在職年+月方式	任期毎	125/100	10/100	4,777,500	40,159,373	13,386,458	②
能勢町（9,709）	600,000			600,000	7,200,000	4.45	15	690,000	3,070,500	10,270,500	30,811,500	在職年+月方式	任期毎	一般職と同じ（100/100）	8/100	3,528,000	34,339,500	11,446,500	⑦
忠岡町（16,932）	620,000	6	37,200	657,200	7,886,400	4.35	15	755,780	3,287,643	11,174,043	33,522,129	在職月方式	任期毎	25/100		5,580,000	39,102,129	13,034,043	③
熊取町（43,407）	598,000	6	35,880	633,880	7,606,560	4.25	15	728,962	3,098,089	10,704,649	32,113,946	在職月方式	任期毎	15/100		3,229,200	35,343,146	11,781,049	⑥
田尻町（8,642）	563,000			563,000	6,756,000	4.45	15	647,450	2,881,153	9,637,153	28,911,458	在職月方式	任期毎	15/100		3,040,200	31,951,658	10,650,553	⑩
岬町（15,421）	600,000			600,000	7,200,000	4.40	10	660,000	2,904,000	10,104,000	30,312,000	在職月方式	任期毎	15/100		3,240,000	33,552,000	11,184,000	⑧
太子町（13,266）	660,000			660,000	7,920,000	4.45	15	759,000	3,377,550	11,297,550	33,892,650	在職月方式	任期毎	20/100		4,752,000	38,644,650	12,881,550	⑤
千早赤阪村（5,079）	540,000	6	32,400	572,400	6,868,800	4.45	15	658,260	2,929,257	9,798,057	29,394,171	在職月方式	任期毎	20/100		3,888,000	33,282,171	11,094,057	⑨
河南町（15,346）	670,000			670,000	8,040,000	4.40	15	770,500	3,390,200	11,430,200	34,290,600	在職年方式	任期毎	100/100	120/100	4,422,000	38,712,600	12,904,200	④

町村長の支給総額（任期４年）　【実支給額ベース】

資料 4－2

令和3年4月1日現在

	給料月額	地域手当		月額合計	年間支給額	期末手当				年間総支給額	任期中支給額	退職手当					任期中総支給額	年収ベース	備考	順位
		支給率%	支給額			支給月数	役職加算率%	基礎額	支給額			期間 算定方式	期間 在職期間	支給率	加算額（1月につき）	支給額				
島本町（31,916）	800,000	6	48,000	848,000	10,176,000	4.15	15	975,200	4,047,080	14,223,080	56,892,320	在職年方式	任期毎	500/100		16,000,000	72,892,320	18,223,080		①
豊能町（19,093）	492,000	6	29,520	521,520	6,258,240	4.45	15	599,748	2,668,879	8,927,119	35,708,474	在職年+月方式	任期毎	125/100	35/100	17,876,000	53,584,474	13,396,119	退職手当算定上の給料月額は、減額前の額	⑥
能勢町（9,709）	740,000			740,000	8,880,000	4.45	15	851,000	3,786,950	12,666,950	50,667,800	在職年+月方式	任期毎	一般職と同じ（100/100）	35/100	15,392,000	66,059,800	16,514,950		②
忠岡町（16,932）	648,000	6	38,880	686,880	8,242,560	4.35	15	789,912	3,436,117	11,678,677	46,714,709	在職月方式	任期毎	50/100		0	46,714,709	11,678,677	退職手当は現町長支給なし	⑧
熊取町（43,407）	608,000	6	36,480	644,480	7,733,760	4.25	15	741,152	3,149,896	10,883,656	43,534,624	在職月方式	任期毎	30/100		0	43,534,624	10,883,656	退職手当は現町長支給なし	⑩
田尻町（8,642）	652,000			652,000	7,824,000	4.45	15	749,800	3,336,610	11,160,610	44,642,440	在職月方式	任期毎	30/100		9,388,800	54,031,240	13,507,810		⑤
岬町（15,421）	654,000			654,000	7,848,000	4.40	10	719,400	3,165,360	11,013,360	44,053,440	在職月方式	任期毎	23/100		8,500,800	52,554,240	13,138,560	退職手当算定上の給料月額は、減額前の額	⑦
太子町（13,266）	656,000			656,000	7,872,000	4.45	15	754,400	3,357,080	11,229,080	44,916,320	在職月方式	任期毎	45/100		0	44,916,320	11,229,080	退職手当は現町長支給なし	⑨
千早赤阪村（5,079）	750,000	6	45,000	795,000	9,540,000	4.45	15	914,250	4,068,413	13,608,413	54,433,650	在職月方式	任期毎	40/100		7,200,000	61,633,650	15,408,413	現村長につき退職手当は△50%	④
河南町（15,346）	756,000			756,000	9,072,000	4.40	15	869,400	3,825,360	12,897,360	51,589,440	在職年方式	任期毎	100/100	320/100	12,700,800	64,290,240	16,072,560		③

副町村長の支給総額（任期４年）　【実支給額ベース】

資料 4－2

令和3年4月1日現在

	給料月額	地域手当		月額合計	年間支給額	期末手当				年間総支給額	任期中支給額	退職手当					任期中総支給額	年収ベース	備考	順位
		支給率%	支給額			支給月数	役職加算率%	基礎額	支給額			期間 算定方式	期間 在職期間	支給率	加算額（1月につき）	支給額				
島本町（31,916）	705,000	6	42,300	747,300	8,967,600	4.15	15	859,395	3,566,489	12,534,089	50,136,357	在職年方式	任期毎	360/100		10,152,000	60,288,357	15,072,089		①
豊能町（19,093）	612,000	6	36,720	648,720	7,784,640	4.45	15	746,028	3,319,825	11,104,465	44,417,858	在職年+月方式	任期毎	125/100	13/100	8,092,800	52,510,658	13,127,665	退職手当算定上の給料月額は、減額前の額	⑤
能勢町（9,709）	650,000			650,000	7,800,000	4.45	15	747,500	3,326,375	11,126,375	44,505,500	在職年+月方式	任期毎	一般職と同じ（100/100）	13/100	6,656,000	51,161,500	12,790,375		⑥
忠岡町（16,932）	603,000	6	36,180	639,180	7,670,160	4.35	15	735,057	3,197,498	10,867,658	43,470,632	在職月方式	任期毎	30/100		0	43,470,632	10,867,658	現副町長につき退職手当支給なし	⑨
熊取町（43,407）	581,400	6	34,884	616,284	7,395,408	4.25	15	708,727	3,012,088	10,407,496	41,629,984	在職月方式	任期毎	20/100		5,581,440	47,211,424	11,802,856		⑧
田尻町（8,642）	617,000			617,000	7,404,000	4.45	15	709,550	3,157,498	10,561,498	42,245,990	在職月方式	任期毎	20/100		5,923,200	48,169,190	12,042,298		⑦
岬町（15,421）	544,000			544,000	6,528,000	4.40	10	598,400	2,632,960	9,160,960	36,643,840	在職月方式	任期毎	20/100		6,144,000	42,787,840	10,696,960	退職手当算定上の給料月額は、減額前の額	⑩
太子町（13,266）	665,000			665,000	7,980,000	4.45	15	764,750	3,403,138	11,383,138	45,532,550	在職月方式	任期毎	25/100		7,980,000	53,512,550	13,378,138		④
千早赤阪村（5,079）	650,000	6	39,000	689,000	8,268,000	4.45	15	792,350	3,525,958	11,793,958	47,175,830	在職月方式	任期毎	25/100		7,800,000	54,975,830	13,743,958		②
河南町（15,346）	679,000			679,000	8,148,000	4.40	15	780,850	3,435,740	11,583,740	46,334,960	在職年方式	任期毎	100/100	170/100	7,333,200	53,668,160	13,417,040		③

教育長の支給総額（任期３年）　【実支給額ベース】

資料 4－2

令和3年4月1日現在

	給料月額	地域手当		月額合計	年間支給額	期末手当				年間総支給額	任期中支給額	退職手当					任期中総支給額	年収ベース	備考	順位
		支給率%	支給額			支給月数	役職加算率%	基礎額	支給額			期間 算定方式	期間 在職期間	支給率	加算額（1月につき）	支給額				
島本町（31,916）	655,000	6	39,300	694,300	8,331,600	4.15	15	798,445	3,313,547	11,645,147	34,935,440	在職年方式	任期毎	320/100		6,288,000	41,223,440	13,741,147		①
豊能町（19,093）	552,500	6	33,150	585,650	7,027,800	4.45	15	673,498	2,997,064	10,024,864	30,074,592	在職年+月方式	任期毎	125/100	10/100	4,777,500	34,852,092	11,617,364	退職手当算定上の給料月額は、減額前の額	④
能勢町（9,709）	600,000			600,000	7,200,000	4.45	15	690,000	3,070,500	10,270,500	30,811,500	在職年+月方式	任期毎	一般職と同じ（100/100）	8/100	3,528,000	34,339,500	11,446,500		⑤
忠岡町（16,932）	558,000	6	33,480	591,480	7,097,760	4.35	15	680,202	2,958,879	10,056,639	30,169,916	在職月方式	任期毎	25/100		0	30,169,916	10,056,639	退職手当は現教育長支給なし	⑨
熊取町（43,407）	568,100	6	34,086	602,186	7,226,232	4.25	15	692,514	2,943,184	10,169,416	30,508,248	在職月方式	任期毎	15/100		3,067,740	33,575,988	11,191,996		⑥
田尻町（8,642）	563,000			563,000	6,756,000	4.45	15	647,450	2,881,153	9,637,153	28,911,458	在職月方式	任期毎	15/100		3,040,200	31,951,658	10,650,553		⑧
岬町（15,421）	510,000			510,000	6,120,000	4.40	10	561,000	2,468,400	8,588,400	25,765,200	在職月方式	任期毎	15/100		3,240,000	29,005,200	9,668,400		⑩
太子町（13,266）	627,000			627,000	7,524,000	4.45	15	721,050	3,208,673	10,732,673	32,198,018	在職月方式	任期毎	20/100		4,514,400	36,712,418	12,237,473		③
千早赤阪村（5,079）	540,000	6	32,400	572,400	6,868,800	4.45	15	658,260	2,929,257	9,798,057	29,394,171	在職月方式	任期毎	20/100		3,888,000	33,282,171	11,094,057		⑦
河南町（15,346）	649,900			649,900	7,798,800	4.40	15	747,385	3,288,494	11,087,294	33,261,882	在職年方式	任期毎	100/100	120/100	4,289,340	37,551,222	12,517,074		②

資料　5

平成26年6月19日

河南町長　武　田　勝　玄　　様

河南町特別職報酬等審議会
会長　槇　野　日　出　男

町長及び副町長の給料の額等について（答申）

平成26年5月16日に本審議会に対して町長から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答　　申

１．町長及び副町長の給料の額について

(1) 給料額

町長及び副町長の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

町　長　月額　７３０，８００円（１３％削減）

副町長　月額　６５８，０００円（６％削減）

(2) 改定の実施時期

町長及び副町長の給料額改定の実施時期については、平成２６年７月１日とすることが適当であり、期間は、平成３０年３月３１日までとする。

ただし、町長の１３％削減のうち１０％相当分及び副町長の６％削減のうち３％相当分については、情勢適応の原則から平成２６年４月１日から適用することとし、特別給の期末手当で調整するのが適切と考える。

２．審議会開催状況

第１回審議会　平成２６年　５月１６日

第２回審議会　平成２６年　６月　２日

第３回審議会　平成２６年　６月１９日

３．審議経過及び内容

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる５名の委員構成で、平成２６年５月１６日に設置され、「町長及び副町長の給料の額等について」と「議会の議員報酬の額等について」の２件に関し諮問を受けたが、総合的に検討する必要があると判断し、審議については同時に実施し、答申については、均衡を図ることとする。

町長及び副町長の給料額については、平成１９年１月１日から、町長は１０％の削減、副町長は３％の削減が実施されている。その後、２度にわたり河南町特別職報酬等審議会が設置され、審議された結果、同様の答申がなされている。

また、本町の財政状況や税収、一般職の職員の給与の減額状況等を考慮すれば、削減の継続はやむを得ず、削減後の給料額が情勢に適応していると判断する。

また、町長の行財政運営及び情報発信力は非常に高く評価することが出来ることから、削減率については、従来どおりの削減率が相当であるとの意見があった。

しかし、従来どおりの削減後の給料額においても、大阪府下の町村と比較した場合、高水準となることから、さらに上乗せする必要があるか検討することとした。

平成２２年以降において、一般職の職員の給与は、人事院勧告により、１．７％の減額となっており、また、職員のラスパイレス指数は、大阪府下の町村平均を下回っている。

また、今回、「議会の議員報酬の額等について」も諮問を受け、議員報酬についても、３％削減することとしていることを考慮すると、町長及び副町長の給料額についても、従来の削減率にそれぞれ３％を上乗せすることがやむを得ないと判断する。

４．おわりに

今後、本町の抱える行政課題は、将来に大きな影響を及ぼすものもあり、困難な町政運営になることが予測されるが、更なる活躍を期待する。

また、今後、４年間において、社会経済情勢、町財政状況等に急激な変化が生じた際には、その都度、必要に応じた見直しを実施すべきことを意見として申し添える。

資料　6

平成３０年１０月２３日

河南町長　武　田　勝　玄　　様

河南町特別職報酬等審議会
会長　　山　中　章　嘉

特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について（答申）

平成３０年７月３０日付け河南人第５号により本審議会に対して町長から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答　　申

１．特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について

（１）給料額

町長、副町長及び教育長の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

町　長　７５６，０００円（１０％削減）

副町長　６７９，０００円（　３％削減）

教育長　６４９，９００円（　３％削減）

（２）改定の実施時期

町長、副町長及び教育長の給料額改定の実施時期については、平成３０年４月１日から適用することとし、特別給の期末手当で調整するのが適切と考える。

なお、期間は、平成３４年３月３１日までとする。

２．審議会の開催状況

第１回審議会　平成３０年　７月３０日

第２回審議会　平成３０年　８月２０日

第３回審議会　平成３０年　８月３０日

第４回審議会　平成３０年１０月２３日

３．審議経過及び内容

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる５名の委員で構成し、平成３０年７月３０日に設置され、「特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について」諮問を受けた。

町長、副町長及び教育長の給料については、一般職の職員の給与構造改革等を受け、平成１９年１月１日から、町長は１０％、副町長及び教育長は３％の削減が実施された。その後、平成２６年４月１日からは、一般職の給与の減額や議員報酬の３％カットなどを勘案して、町長は１３％、副町長及び教育長は６％の削減が実

施された。

平成２６年度以降、一般職の職員の給与については、人事院勧告により、３．７％の増額となっており、改善の兆しが見られる。

一方、本町の人口については減少傾向にあり、また、財政面においては、財政力指数が府内平均を下回り、地方交付税への依存度が高い構造となっているものの、財政の健全化を示す指標は、国の基準を満たしており、直近の平成２９年度において、財政力指数、経常収支比率、健全化判断比率はいずれも前年度並で推移している。

本町の特別職の給料の額について、地域手当を含む月々の給料額を府内町村と比較すると上位であったが、期末手当なども含む総額ベースによる比較も行うべきとの意見があった。総額ベースについては、条例本則に規定する額により比較すると、府内町村の平均を相当下回る結果となった。

このように、条例本則に規定する総額の水準において府内平均を相当下回ることや、近年の人事院勧告において一般職の給与の改善の動きが見られるなどの事情から、給料の額の引下げを行う必要はないという考え方もありうるが、月々の給料額で比較すると高い水準にあることや、本町の人口の動向、財政状況なども考慮して総合的に判断すれば、一定の削減を行うことはやむを得ないと判断した。

削減の水準については、従前の削減水準や住民感情なども考慮し、府内平均をかなり下回る厳しい水準とはなるものの、１０％カットを行うべきであるとの結論に達した。

同様に、副町長及び教育長についても、３％のカットを行うべきと判断した。

最後に、特別職の給与について、今後、社会情勢や本町の状況等を含め、状況の変化が生じた場合には、改めて見直しを実施されることが適当であると思慮する。

資料　7

○河南町特別職報酬等審議会条例

昭和43年３月25日条例第４号

改正

平成18年６月26日条例第16号

平成18年12月19日条例第34号

平成20年９月５日条例第23号

平成27年３月13日条例第２号

河南町特別職報酬等審議会条例

（設置）

第１条　町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、地方自治法第138条の４第３項の規定に基き河南町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　町長は、議会の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

（委員）

第３条　審議会は、委員５人をもつて組織し、その委員は河南町区域内の学識経験者その他住民の内から必要のつど町長が任命する。

２　委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

（会長）

第４条　審議会に会長を置き委員の互選により定める。

２　会長は会務を総理する。

３　会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときはあらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第６条　この条例に定めるものの外、審議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年６月26日条例第16号抄）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成18年７月１日から施行する。

附　則（平成18年12月19日条例第34号）

この条例は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年９月５日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年３月13日条例第２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（河南町特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

３　任期特例期間においては、第２条の規定による改正後の河南町特別職報酬等審議会条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の河南町特別職報酬等審議会条例の規定は、なおその効力を有する。